

田中正造の教育

—「教える」と「教えられる」の間に—

板橋文夫

Shozo Tanaka's Philosophy of Education:
Beyond the Dichotomy of "Teach" and "Taught"

Fumio ITABASHI

はじめに

2011(平成23)年3月11日、日本を襲った「東日本大震災」は未曾有の大被害をもたらした。それは人災ともいべき東電福島第一原発事故をも惹起し、改めて「田中正造」に焦点を当てた。田中正造は、明治期最大の社会問題となった足尾銅山鉍毒事件の指導者、天皇直訴事件を引き起こした等々で知られる人物である。

田中正造は小学校の国語教科書や中学校の社会科・高等学校の日本史の教科書に足尾銅山鉍毒事件の關係で取り上げられている¹。もちろん戦前の国定教科書には記載がない。反対に政府文部当局は国民の目から事実を覆い隠し、「東洋一の足尾銅山の近代化、足尾町民の銅山からの恩恵享受」を喧伝したのみである。

一方、第二次世界大戦後は、社会科では「公害問題」として、国語科では偉人として「伝記」単元において採用された。それは、1960年代後半からの急速な高度経済成長が引き起こした甚大な被害に対応したものだ。四大公害裁判を始め、公害反対闘争は広範な人々を巻き込んだ。その中で、明治期最大の社会問題となった足尾銅山鉍毒反対運動と田中正造に焦点が当てられたのである。

田中正造は、帝国議会の内外で憲法の精神を尊重し、最大限法秩序を守りながらあらゆる手段を用いて国家に抵抗した。結果は、必ずしも所期の目的を達成したとは言い難いが、その思想や行動に共鳴し、学習や運動を継続している人や団体は多い。

本稿では、田中正造の教育家的側面に光を当てて検討する。それは、自由民権家・政治家・社会運動家・思想家等々として捉える研究者は多いが、教育家として捉える研究者は意外に少ないからである。田中正造が最晩年に述べた「どうも長い間奔走ばかりさせておいて教育をしなかったから—私が教育というものを知らなかったから……」²の言と、教壇経験がなかったからであろうか。管見では、栃木県会における田中正造の「教育自治」を思想的側面から論述した、坂本忠芳「田中正造における「教育自治」の思想—自由民権運動期を中心に」³が目立つくらいである。

教育は学校だけで行われるものではない。とりわけ近代学校教育制度成立以前は、寺子屋・

私塾教育があったとはいえ家庭教育・徒弟教育や地域の長老・異年齢集団から学ぶいわゆる社会教育が主流であった。一方、1872（明治5）年の「学制」発布以降の近代教育制度下の教育では教育目的・内容・方法とも明確化される。それゆえ、教育を考える際明治維新以前以降は分けて考える必要がある。明治初期にはすでに青年時代を迎えていた田中正造にとって、明治時代に国民教育の中心となる小学校教育は未経験のものであった。足尾銅山鉍毒事件に没頭する中で、被害民を弾圧する高学歴官僚に対しては勿論、小学校教育にも批判的であった。なぜなのか。

田中正造の生涯を追うと、「社会の大学」「谷中学初級生」という文言が出てくる。しかも、現実の社会から考えると「初級生」が先で「大学生」が後のはずだが、彼に限っては「大学」が先になる。田中正造にとって「教育をしなかった」「教育というものを知らなかった」とはどういうことなのか。正造の生涯に沿って検討したい。

1. 田中正造が青少年期に受けた教育

(1) 寺子屋教育

田中正造は1841（天保12）年11月3日（旧暦）、下野国安蘇郡小中村（現栃木県佐野市小中町）に父富蔵（25歳）、母サキ（22歳）の長男として生まれた。老中水野忠邦による天保の改革が始まった年である。幼名を兼三郎といった。4歳下に妹リンがいる。生家は祖父の代から名主を務める、豪農とはいえないが中等規模の財産を有する農家であった。「予は下野の百姓なり」で始まる「田中正造昔話」（『田中正造全集』第1巻⁴（以下①10等は『全集』の巻数・頁数を表す））があまりにも有名なため、そして「百姓」を「一般農民」と理解した事が、田中正造の出自を幕末農村の中・上層階級であったことを霞ませたきらいがある。「百姓」の響きは、「水のみ百姓」など下層農民を思わせるが、田中家の実際は「名主階級」であったことを忘れてはならない。「百姓」には、農民、商人、職人、漁民等町人に対しての総称の意味もあったから、正造はその意味で使用したのかもしれない。

正造の少年・青年時代をたどる資料としては「田中正造昔話」が挙げられる。「田中正造昔話」は、1895（明治28）年9月1日から11月24日まで、58回にわたって『讀賣新聞』に連載された。同紙は田中正造の政界の同志である高田早苗が主宰しており、「私が讀賣新聞を主宰して居た頃に、田中翁の極めてローマンチックな少壮時代の伝記を、同新聞に載せる事を思立ち、翁に請ふて社員に筆記させて新聞に掲げた」との記述や、「高田博士が文飾して讀賣新聞紙上に掲載されしもので」との文言からも新聞拡張のための依頼文であり、事実と多少相違した「文飾」があることはやむを得ない。また55歳時の回想談であることも考慮しなければならない。以上の点を考慮し、先行研究の助けを借りて検討する⁵。

前述のように田中家は、「村中でヤット中等の財産に過ぎず」であったが祖父の代から教育には熱心であった。それは、扶持米を与えて儒者赤尾小四郎（鷺州）を招き村内に漢学塾を開かせ正造をはじめ村の子弟に、四書五経等を学ばせた事からもわかる。商品経済の発達した幕末期に江戸との交易圏内にあり、とりわけ「相給入組支配」の村を預かる名主家の跡継ぎとして識字教育は必須のことであったに違いない。正造は7歳から16歳くらいまで学んでいる。しかしながら、正造はおよそ10年もの長い間学んだにもかかわらず、教授内容も受けた影響

についても詳しく語っていない。わずかに「幼児の出来事」「回想断片」や姪原田キチ宛ての手紙の中で述べているだけである。それによれば師の教育法は繰り返し指導して読法を記憶させ、筆写させるものであった。漢学塾とは言いえ、実質的には寺子屋とほとんど差がなかったものと思われる。「奇談随筆十八」(①249)には、「兼三郎九歳、農雇澤吉ニ通俗談を学び、澤吉ニハいろは四十八字より一二の数字より終ニ手紙の文字を教ゆ。智識の交換多し。後來通俗の書を見る、凡て澤吉ニ得たるもの多し」とある。入門3年目までには仮名文字や数字は読み書きできており、さらに農雇との教え合いが知識の定着に大いに貢献したことがわかる。また、「曾而余が父通俗を好み、絵本太閤記、御風土記、三国史、漢祖〔楚〕軍談等より曾我物語其他の仇打孝子忠臣義僕の物語ニ至るまで、夜々之を読んで家内ニ講義」した。しかし、師は通俗を賤みて、幼き正造に見てはいけないと戒めたが、四書五経等はチンプンカンプンであった正造はかえって農雇との学習で知識を増したようである。「奇談随筆十八」は次のように続く。夏秋の農繁期の数カ月は通塾せず、その間は「兼三郎雇人澤吉と耕耘す。馬を鼻るものハ兼三郎、馬の尾ニ付き器械を用るもの澤吉なり。此間澤吉ハ予が父より毎夜々々聞き覚へたる講談を為して予を慰めて倦まざる事を勤め、其休息時間ニハ馬の尻ニ文字を畫して予ニ文字を学ぶに、澤吉指頭を以て馬殿に畫く。毛ハなひげて文字顯る。之れ最上の筆紙なり。澤吉も又終ニ普通の文字を覚」とある。身分制度の厳しい時代にあつて主従でのこのような学びは田中家の開けた家風を想像させる。妹リンも赤尾塾で学んでいる。

正造は16歳で赤尾塾を退塾してから間もなく、葛生の吉沢塾で絵画を学ぶ。塾主は渡辺華山の友人である。安蘇・佐野地域は白縞木綿の産地であり、江戸との交流は活発であった。余技芸としての絵画は名主の教養としてだけでなく、図面や土地図作製に活用されたのであろう。

また同じころ剣術修業のため塾に入門している。「奇談随筆二十」(①250)に、「剣を学ばん事を心掛、後ち下総の古河の藩士某ニ学ばんと、束脩を取め寄宿して稽古せんとす」と、入門料を支払い、寄宿生活を送ってまで剣術を学ぼうとしている。江戸時代後期の関東地方は、幕府直轄領、藩領、旗本領、高家領などが錯綜し相給の村が続出していた。それゆえ、村落治安は弱体化し、浪人、無宿者、博徒など村の治安を乱す輩が横行した。領主権力に頼れないことを自覚した名主家の正造が、自己と自村を守るための手段として、入門料を払い、寄宿してまで剣術の修業を望んだのであろう。

(2) 田中家における幼少年期家庭教育

正造の父富造は「温厚の長者理財の性に富む」⁶人で、母に孝を尽くし終生母に言葉を返すことがなかったと云う。母サキは18歳で富造に嫁し、正造の人格形成に多大な影響を与えた。正造は「昔話」の中で、「郷里相当の教育を受けた」として、5歳頃の思い出を述べている。それは、下男の言動に腹を立て許さなかった自分に対して取った母のしつけについてであったが、「予をして永く下虐の念を断たしめたる所以のものは、洵に慈母薰陶の賜ぞかし」と振り返っている。その手順方法は、たとえ良くない行動であっても、暫くは黙視し(見守る)、その後は宥める(相手を尊重)、最後は断固とした態度(罰する)を取ることであった。田中家は厳しい身分社会の中でも、事の是非を明らかにして我が子をしつける雰囲気であったことを示している。7～8歳の頃の母は正造の強情な性格を見抜き、「そんな事をすると村の者が悪く言うよ」と訓戒するたびごとに付け加えるようになる。正造にはこの言葉が鉄の鞭のように感じられて、無茶苦茶の強情っ張りもいくらか和らいだという。名主家の総領息子として、幼

心にも家族の期待が身にしみて理解できたのではなかろうか。13歳の時のこと。新宅の女の子が大病にかかり、その平癒のため「毎朝寒天水を浴し、一里を隔たる一凸山上」に祀られている浅間神社に、女の子の弟と三七日の参詣を続けた。その結果全快した。「親戚兼三郎義心ニ驚」き「父母及分家近隣皆兼三郎に服」したと云う。小中村は富士講が盛んであり、田中家・親戚とも熱心な信者であった。他人の為にした「寒天、土石凍りてハダカ足の平に付く」ほどの信仰実践とその好結果は、近隣村人や親戚の名主としての田中家への信頼・評価を倍加させたことは疑いない。一方、大きな失敗例として「梁田の青楼での梅毒罹患」と「網戸村浅間神社内にある鉱泉での湯治」(回想断片八)の話が書かれている。これによれば、「大切の病人の看護をよそに神仏のみを祈り東西に奔走せり。薬も神の指揮なければ自由に吞むを得ず。生命を富士の浅間神社に捧げて此難病の回復を托せり。世にも稀なる馬鹿の絶頂」と述べるなど、正造は真実を見極める合理的な考えを持っていた。しかし、実際には、村の先達に勧められて富士山参詣せざるを得ないほど家庭生活は宗教色が強かったようである。

(3) 青年期における教育と自己学習

正造は1859(安政6)年父富蔵が小中村六角領名主から六角家割元役(大庄屋・大肝煎)に就任した際、19歳で小中村名主を勤める事になった⁷⁾。名主に就任した正造がした最初の事業は「村中の孝子を挙げて領主に具申し以て賞典に預からしめた」ことであった。同時に、「山村落に生育せる凡庸の我々に対しては実に朋友の良否は終生幸不幸の別る、処多し。少年の境遇は実に大切。白糸の塵芥に触るれば再度潔白に返らず。少年のころは朋友を選ぶべき時代の最も大切なる時なり。幸少年の頃学校に居れば此不幸なし。もし学校に入る能はざるものは朋友ほどの師はなし。」「学文なしの勇氣は位置によりて動くことあり。無学の精神家はクツワなき馬の如し」(①271～272)として、寺子屋を開設した。教育の重要性を理解していたと言える。また、大いに農業の勉強と労働に勉め他者より多収穫を得たが、農業の利潤は僅少である事を知り、父の「汝の職苟くも名主たり、然るに商となり、人の下に立て錙朱を計らんとするは何の心ぞや」と制止するのを振り切って、「家事経済を村老萩原某に商業を高原某に、藍玉製造を青木某に問ひ以て躬踐実行の日課を左のごとく定め」た。

朝飯前必ず草一荷を刈ること

朝飯後には藍ねせ小屋に入り凡そ二時間商用に従ふ事

右終りて寺入りする数十の小児に手習読書を授くる事

夕飯後また藍ねせ小屋を見廻り夜に入り某寺院に至り朋友と燈下に会して漢籍の温習を為す事

又耕耘は常の事にて公務は自宅にて取扱ふを例とせり。

(①8～9)

前述のように正造はまだ十代である。一つだけでも大変なことであるのに、名主となり、村人の為いかに気負った毎日を送ろうとしたかが彷彿とする。掲げた日課の5項目は、農業に関すること、商業に関すること、教育指導に関すること、自己学習に関すること、名主としての公務に関することなど多面にわたっている。

農業に関しては、「他人に比すれば、每反二斗の余収を見たり、右手には鋤瘤満ち、左手には鎌創満ちて、其の痕跡は今尚ほ此の如し。頭に五指の密接する能はざるもの、実に当時に

賜はりたる勲章なり」(①8)とある。また、これ以前にも「十六歳の時松苗栽植の実生に比べて生育頗る神速なるを覚り十年余を経し松苗を隣山より請ひ得て之を我が空山に植ゑ」又「十八才の時養蚕事業の微々として処女の戯に過ぎざるを嘆じ畑地へ桑苗を植ゑり」(①7)とあり、まさに若き精農である。また、農閑期には馬を牽いて駄賃を得、貯蓄法を学んで貯金をしたり、有益な書物を購入して自分が読んだり人に与えたりした。

商業に関しては、父に止められたが藍玉商人となった。「兼三郎商人となりたる処、一日北部葛生町に藍の葉仕入れに赴けり。見込より相場沸騰す。他の商人は尋常に沸騰せる相場にて買入る。兼三郎は之を買はずして南方に走り、先づ居村民の未だ沸騰せる相場を知らざるに乗じて安価の相場にて買入れ、夫れより南上野に至り兩三日を経て帰村す。此時村民は安価に買ひ抜かれたるを恨み、村民集合して申合せ、兼三郎に藍は誰も売らざる同盟を起さる。兼三郎驚き、直に相場に直して其金を各自に与ふ、村民亦其悔悟の速なるに驚けり。」(回想断片九①275)とある。相場の変動を利用して儲ける事は、商売の常道である。しかし、直ちに村民の損害を考慮して時価差額を支払うという行動は名主的徳義の表れと言ってよい。この行動は正造の生涯を通して貫かれた。この時、拮据三年にわたる藍玉商を通して300両という大金を手に入れた。しかし、この金は私的には使わず、のちの「社会の大学」=「六角家騒動」(領主六角家の拂奸事件)に使ったという。

教育に関しては、「寺入りする数十の小児に手習読書」を授けたことが注目される。「右終りて」とは寺子屋(赤尾塾など)に通学する前の午前中を意味するのであろうか。「寺入りする小児」とは「寺子屋に通っている小児」を意味しているのだろう。自身が「商用に従う」事を日課にしていることから、「手習読書」の重要性を認識していたのだと思われる。活動資金は商売の益金を活用していたのだろう。束脩のことは書かれていないので不明だが、無束脩・無報酬で教授していたのではなからうか。「手習読書を授ける事」とは、恐らく名主経営の多くの寺子屋がそうであったように、慈恵的なものであったに違いない。

一方、「夜に入り某寺院に至り朋友と燈下に会して漢籍の温習を為す事」とは、まさに江戸時代における若衆組の夜学を思わせる。複雑な「相給入組支配」村の公務を担う若き正造は名主としての職務を遂行するため、同世代の青年たちの活用を考えるのは自然である。それゆえ、通俗的な書物を青年たちと学びながら村落維持発展に努めようとしたのだろう。「温習」であるから、参加者は一定程度の読書は出来たと考えられる。昼間重労働を課せられる若き農民たちが夜共同学習をすることは、肉体的にも経済的にも意識的にも相当な覚悟が必要である。それを乗り越えさせるために、時には名主の権勢の利用もあったようである。「村俗家柄を重むじて、百儀おのづから制限あり、小民にして身分に過るの衣服を着する時は郷党の爲めにいたく排斥せらる、予や之を不当の制となし、自ら名主の倅たる権勢を利用して、此等小民にも随意の衣服を着用することを説たり、これは今日より省みるも強ち悪しとは思はず」(①7)とあることから窺える。また、青年期になり、それぞれ短期ではあるが亀田慶山、織田尚種、亀田甚三郎、織田龍三郎塾での学習もあった。さらに、自身が寺子屋師匠として子供たちを教育した施設として隣村堀米村有の地藏堂(麦念仏の道場)での手習塾があった。東京への留学のため閉鎖されたようである。名主としての責任感・義務感が子供たちの教育や自己学習への意欲を高めたのだと思われる。

公務(=名主職)に関しては、自宅で取扱うを例としたという。名主の自宅が役所の役割を果たしていたのだろう。「村中でヤット中等規模の財産に過ぎない」名主家では、当然のことな

がら若い正造は貴重な働き手であったに違いない。「耕耘は常の事」で、公務は耕耘外の時間や夜間に行ったのだろう。その公務における最大の問題が、「領主六角家の拂奸事件」であった。

2. 「社会の大学」 = 「六角家拂奸事件」

(1) 六角家拂奸事件の顛末

「田中正造昔話」や「佐野市史」を史料として事件の顛末を概観する。1859（安政6）年、父富蔵が高家六角家全体を統括する割元役に就任。それに伴って正造が小中村名主に就任した。1862（文久2）年、富蔵らと協力して六角家を支えていた筆頭用人坂田伴右衛門が病没。これに取って代わった林三郎兵衛が、若君の婚礼の屋敷普請と称して富蔵等が苦心して蓄えた備え金を流用しようとしたことから事件が発生。富蔵・正造父子や用人土屋亮左衛門等の反対によって中止を余儀なくされた。これに根を持った林三郎兵衛が、①富蔵を自滅させるべく地方後進者との離間を画策した事 ②村内百姓の公選によって名主が決定されるという自治の好慣例を打破し助戸村の永島藤吉に代えたことが騒動勃発の原因だとしている。これに反発した正造は名主職を免じられた。名主に就任して3年目、22歳の時である。旗本高家クラスの財政規模はそれほど大きくなく、領主家の実質的な命運は年貢の全権を預かる割元・名主が握っていたと言ってよい。それゆえ、権限と責任の大きさから名主の自負心は大きかったのである。1863（文久3）年六角家対して改革運動を開始。六角家の知行所は下野国7ヶ村、武蔵国2ヶ村の表高2000石であった。維新期の領主は8代目であった。1865（元治2）年、父富蔵は、高家である領主六角越前守の神武陵参拝に従って1年余畿内に滞在した。帰国後御徒より進んで給人となる。正造は父が畿内滞在中割元の職務を代行した。父の不在を好機として、用人の秕政を正すべく六角家改革の上書を江戸屋敷へ提出する。そのため即時に名主職を免ぜられるが、ほどなく復職の命が下りる。1866（慶應2）年11月領主六角頼母没す。1867（慶応3）年4月六角家知行所名主10名の休役願出に連署し、六角録三郎を通じて平塚承貞の罷免を要求。同年6月六角家の秕政をにつき、知行所総代が六角家別家に訴える。老中からも六角家親類に家政取締まりが申し渡された。同年8月正造等は小中村と稲岡村との水争いにつき勘定奉行に提訴するため江戸へ行く。1868（慶応4）年1月水争いは示談で解決する。3月正造等小中村が幕府軍・官軍の戦場にならぬよう苦心しながら幕威が落ちたのを確認して、今度は東山道総督府に領主の秕政を訴え林三郎兵衛等を捕縛、足利の戸田藩へ預けられたが、在獄わずか一カ月で釈放された。その結果今度は林等が領内村の総代藤七・藤吉を捕縛入牢させた。このように領主側と農民側のせめぎ合いの中で、正造は六角家の秕政を記す「陳情的願書」を烏丸家宛てに提出した。その書の中に数多くの例を挙げているが、とりわけ「三郎兵衛以下関係の者共を嚴重御処分の上御当主様御暗君の趣に付奉恐入候得共御隠居被遊御次男様を以て御家督被遊度候事」や「奸賊林三郎兵衛幼君を蔑如し御領分村々総代藤七藤吉兩人を捕縛入牢申付候は邪悪復讐にて此上如何なる殘虐の処置致候哉難斗候事」（①39～40）等の要求文言には驚かされる。幕末の混乱期とはいえ主君を暗君と呼び、隠居させ首のすげ替えまで要求し、執権を目して奸賊と言うとは激烈な糾弾である。しかし、この弾劾的嘆願書は烏丸公には送られず、林三郎兵衛の手に入ってしまう。林等は正造捕縛と引き換えに藤七・藤吉兩人を三尺立法の牢獄より釈放したが、入牢させられた正造は暗殺されるのを恐れて同志が差し入れてくれた2本の

鯉節で30日を耐えたという。10ヶ月20日の在獄後、4回目の訟廷で「領分を騒がし身分柄に有まじき、容易ならざる企てを起し、僭越の建白をなせしは、不届の至りなるにより、嚴重の仕置申付べきの処格別の御慈悲を以て、一家残らず、領分永の追放申付くるものなり」(①47)との申し渡しを受けた。一方領主側は、幼君は隠居、次男が家督を継ぎ、林派の侍は悉く「永の暇」、平塚承貞は「永の領分払い」となり六角家騒動は幕を閉じた。領内追放の処分を受けた正造は、隣村堀米村から招聘され地藏堂(村有麦念仏道場)に手習い塾を開設した。六角家沸奸事件は若き名主としての正造に多くの学びを提供した。それは村の生存をかけた名主としての存在意義を知らしめるものであった。闘いを通して学び、学びに裏打ちされた闘いを継続した。寺子屋や私塾での学習ではなく、実社会における人生の学びと理解したからこそ「社会の大学」と命名したのではなからうか。

(2) 日清戦争と正造の教育観

日清戦争が日本の勝利で終結し、1895(明治28)年4月17日講和条約(下関条約)が朝鮮の独立承認、台湾や遼東半島の割譲、賠償金の獲得等の内容で締結された。しかし直後の4月23日ロシア・フランス・ドイツの三国が遼東半島領有に反対して清国に返還させた事件、いわゆる三国干渉が生じた。『田中正造昔話』が讀賣新聞に連載開始されたのは、この年の9月1日のことである。日清戦争に対して正造は明治期最大の啓蒙思想家・教育家の一人であった福沢諭吉の日清戦争観「文明と野蛮の戦争」と同様に積極支持の論理を展開した。ただし、正造の論理は、福沢諭吉の論理「文明=西洋文明=日本」と「野蛮=清」との戦争観とは異なり、徳義を重視する文明観であった。徳義の遂行国家である日本が野蛮=無教養・粗暴な国家である清国を征討する戦争観であった。そのような正義感的戦争観だったから日本が勝つのは当然であった。「神聖無双の国体」と「陛下の御威徳」の賜であり、「近代小学校教育力」にあると認識していたのである。明治29年7月3日の日記に次の文がある。

「日本ノ兵の強きハ、新教育小学の力らなり。然れども古来ノ習慣日本魂ナルモノミ、国家思想、鎖国思想と勤王との二元因ノ深く志気ヲ熱して隣国ノ支那ニ勝てり。又小の大ニ当るハ決する処ありて存す。此ニ反し支那ハ大を以小ニ当る、侮り心あり。支那ハ愛国心乏しく、国家主義なく、只君主を尊重するを以、其人賢なれば国強きも、一旦君主凡庸たらば志気振はず。日本ノ如ク天皇ハ神聖として善悪皆之れを敬するとハ天壤の差あり、況んや彼れの如き大墮落、人心腐敗上下秩序乏く兵式不備の時キニ当り、生きる我れの長を以彼れの短を討つたりけるのみ。強き処を以弱き処を討ちたり。而して遼東を取られしハ、文明思想ニ乏しきためなり。所謂不文の智ハ、大義大勇大権をしらず、不文の智ハ小なり。不文ノ仁ハ婦女ノ仁なり。」(⑨602)

上記文中、「而して遼東を取られしハ、文明思想ニ乏しきためなり」の言は、日本に割譲させられた清国に、ロシア・フランス・ドイツの西洋3カ国に返還させられた日本に対しても云っているのだろうか。1895(明治28)年6月の日記に、

4月25日遼東返還の前に
やりさきで取りたる土地ハやりさきで またやりとりの外ハあるまじ (⑨449)

4月26日、東京ニ而三国干渉ありと云ふ事をきゝて
 やりさきでとりたる土地ハやりさきで やはりやりとりとるの外なし (9) 450

とある。正造は大多数の国民と同じく「臥薪嘗胆」の気持ちも持っていたのだろう。

また、「日本ノ兵の強きハ、新教育小学の力」「愛国心」「国家主義」「天皇ハ神聖」等の文言から正造は、「大日本帝国憲法（明治憲法）」「教育ニ関スル勅語」に基く国民の基礎教育力を日本国の力の源泉と見ていた事がわかる。明治憲法には教育に関する条文がなく、全ての教育は「教育勅語」に基く勅令主義で行われた。大日本帝国憲法第55条2項には「凡テ法律勅令其ノ他國務ニ関スル詔勅ハ國務大臣ノ副署を要ス」と明記されているが、教育勅語には内閣大臣の副署がない。勅令は天皇の大権よって発せられる命令であり、政権の変動によって勅語が修正されることのないよう、内閣大臣の副署を避け、教育に関する「不磨の憲法」として教育勅語を發布したのであった。教育勅語に先立つ「軍人勅諭」も同じく大臣の副署がない。この2つは明治国家建設の強い意志を貫徹するために發布された勅令であった。こうして「徴兵の義務」と「教育の義務」はすべての国民にとって重い義務となった。1890（明治23）年10月30日に發布された「教育勅語」全文は次の通りである。

「朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世世厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ知能ヲ啓發シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顕彰スルン足ラン斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ」⁹

徳義を重んじ、明治憲法を尊重した正造にとって教育勅語の文言にはそれほど違和感を持たなかったに違いない。

(3) 各学校令

1) 小学校令

ではこの時期公布された各学校令の本旨目的はどんなだったのか。小学校令は教育勅語に先立つ同月7日勅令第215号として公布された¹⁰。

第一章 小学校ノ本旨及種類

第一条 小学校ハ児童身体ノ發達ニ留意シテ道德教育及国民教育ノ基礎並其生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以本旨トス

第二条 小学校ハ之ヲ分テ尋常小学校及高等小学校トス（中略）
 徒弟学校及実業補習学校モ亦小学校ノ種類トス

第三章 就学

- 第二十条 児童満六歳ヨリ満十四歳ニ至ル八箇年ヲ以テ学齡トス
 学齡児童ヲ保護スヘキ者ハ其学齡児童ヲシテ尋常小学校ノ教科ヲ卒ラサル間ハ就学セシムルノ義務アルモノトス
 前項ノ義務ハ児童ノ学齡ニ達シタル年ノ学年ノ始メヨリ生スルモノトス
 学齡児童ヲ保護スヘキ者ト認ムヘキ要件ハ文部大臣之ヲ規定ス

とある。小学校では児童に道德教育や国民教育の基礎、生活に必須の普通知識を授ける事が趣旨であること、尋常小学校高等小学校の他徒弟学校や実業補習学校も小学校であること、就学義務は満六歳から満十四歳までであることなどが規定されていた。

小学校令に基き制定された小学校教則大綱は1891（明治24）年11月17日文部省令第十一号として公布された¹¹。

- 第一条 小学校ニ於テハ小学校令第一条ノ旨趣ヲ遵守シテ児童ヲ教育スヘシ
 徳性ノ涵養ハ教育上最モ意ヲ用フヘキナリ故ニ何レノ教科目ニ於テモ道德教育国民教育ニ関連スル事項ハ殊ニ留意シテ教授センコトヲ要ス（中略）
- 第二条 修身ハ教育ニ関スル 勅語ノ旨趣ニ基キ児童ノ良心ヲ啓培シテ其徳性ヲ涵養シ人道実践ノ方法ヲ授クルヲ以テ要旨トス
 尋常小学校ニ於テハ孝悌、友愛、仁慈、信実、礼敬、義勇、恭儉等実践ノ方法ヲ授ケ殊ニ尊王愛國ノ志氣ヲ養ハンコトヲ努メ又国家ニ対スル責務ノ大要ヲ指示シ兼ネテ社会ノ制裁廉耻ノ重ンスヘキコトヲ知ラシメ児童ヲ誘キテ風俗品位ノ純正ニ趨カンコトニ注意スヘシ
 高等小学校ニ於テハ前項ノ旨趣ヲ拓メテ陶冶ノ巧ヲ堅固ナラシメンコトヲ努ムヘシ
 女兒ニ在リテハ殊ニ貞淑ノ美德ヲ養ハンコトニ注意スヘシ
 修身ヲ授クルニハ近易ノ俚諺及嘉言善行等ヲ例証シテ勸戒ヲ示シ教員身自ラ児童ノ模範トナリ児童ヲシテ浸潤薫染セシメンコトヲ要ス

とある。第一条では「徳性の涵養」が最重要視され、すべての教科目で「道德教育」が筆頭事項視されていることが注目される。第二条では修身が特記され、「尊王愛國ノ志氣」「国家ニ対スル責務」「社会ノ制裁」「廉耻」等の文言が目立つ。さらに教員には「自ラ児童ノ模範」となるよう命じている。さらに、第三条以下には、「教則大綱」であるにもかかわらず教科内容が事細かに例示されてある。

2) 中学校令

1886（明治19）年4月10日制定公布された勅令第15号中学校令が、1891（明治）24年12月14日勅令第243号「中学校中改正」が公布された¹²。

- 第一条 中学校ハ実業ニ就カント欲シ又ハ高等ノ学校ニ入ラント欲スルモノニ須要ナル教

- 育ヲ為ス所トス
- 第二条 中学校ヲ分チテ高等尋常ノ二等トス高等中学校ハ文部大臣ノ管理ニ属ス
〔改正追加〕
- 第六条 尋常中学校ハ各府県ニ於テ一校ヲ設置スヘキモノトス但シ土地ノ情況に依リ文部大臣ノ許可ヲ得テ数校ヲ設置シ又ハ本文ノ一校ヲ設置セサルコトヲ得
- 第十四条 高等女学校ハ女子ニ須要ナル高等普通教育ヲ施ス所ニシテ尋常中学校ノ種類トス
高等女学校ハ女子ニ須要ナル技芸専修科ヲ設クルコトヲ得

とある。中学校の目的は2点あり、卒業後実業に就こうとする者及び高等教育機関への進学希望者の為の教育機関であった。のち中学校と高等学校に分離する。高等中学校は全国に5校設置され経費は国庫支出、原則尋常中学校は各県1校の設置で経費は地方税によるものとした。女子の為には高等女学校が設置された。

3) 帝国大学令

1886（明治19）年3月2日勅令第3号帝国大学令が公布された¹³。

- 第一条 帝国大学ハ国家ノ須要ニ応スル學術技芸ヲ教授シ及其濫奥ヲ攻究スルヲ以テ目的トス
- 第六条 帝国大学総長ハ文部大臣ノ命ヲ承ケ帝国大学ヲ総轄ス其職掌ノ要領ヲ定ムルコト左ノ如シ
- 第一 帝国大学ノ秩序ヲ保持スル事
（中略）
- 第四 法科大学長ノ職務ニ当ル事
- 第十二条 各分科大学長ハ教授ヨリ特選シテ之ニ兼任ス
分科大学長ハ帝国大学総長ノ命令ノ範囲内ニ於テ主管科大学ノ事務ヲ掌理ス

とある。帝国大学の第一の目的は「国家ノ須要ニ応スル學術技芸ヲ教授」することであると、国家を支え指導する人材の育成を主要目的として設立された。分科大学は法科大学、医科大学、工科大学、文科大学、理科大学の5大学が創設された。法科大学長が帝国大学総長を務め分科大学長は「総長ノ命令ノ範囲内」の事務掌理できるとするなど、法科大学優位の規定があった。

3. 政治家田中正造の教育観

(1) 栃木県第四大区第三小区区会議員

田中正造は1878（明治11）年7月栃木県第四大区三小区区会議員に選出され、翌12年12月迄在任した。この間区民の代表として公益を守るため、区会憲法や諸規則を順守して公平無私の活動をした（①337）。区会での正造の教育に関する主張は「不就学督促法議案」に見られる¹⁴。1878（明治11）年7月29日付「栃木県第四大区三小区々会議日誌 第四号」に、「夫レ教育上ノ督促タルヤ佇（他）ノ権道督促ト異ナルモノニシテ、敢テ自主自由ノ権ヲ害スルニ

非ズ。猶ヲ之ヲ再言セバ即チ勧誘奨導是レナリ。(略)頃日或ル学正(生)年表ヲ閱ミスルニ、就学四分之一ニシテ甚シキハ尽ク不就学ナリ。(略)」で始まる「不就学督促法方議案」がある。議案の第貳条は、「就学説論ヲ加ヘ父兄然諾スルトキハ、必ず三日内ニ入学セシムベシ。」というものであったが、正造は「三日内ノ三日ノ字ヲ十日ト修正シタシ」という修正意見を提出。その理由は「タトヘ父兄タルモノ然諾スト雖モ、支度彼是十日ノ内ヲユルサレバ日甚ダ近シ。」「第二条ノ要所ヲ注視セバ三日内トアリ。夫レ内トハ外ニ出ヅルナキ語ナラズヤ。法ハ破フラザルヲ重シトス。故二十日ノ猶予ヲ与フテ可ナリ。」述べた。正造の修正意見は他数を以て可決された。当時安蘇郡下各小学校の就学率は軒並み50%を下回っていた¹⁵。学齢期の子供たちは重要な働き手であったから、国民皆学の強制教育を推し進めても国民の多くは従えなかった。そのため「子守学校」等が全国に造られているほどである。ましてや、貧農にとって猶予期間3日というのはあまりにも短い。正造の意見は現実を見据えたものであったと言ってよい。さらに正造は「法ハ破ラザルヲ重シトス」と述べているように、「法」を重視するが故に住民が守りやすい方策を工夫しようとしたのだろう。

議案第四条は、「家産全ク究(窮)乏ニシテ就学セント欲レドモ、学資供スル能ハザルモノハ、貧民就学方法ヲ設ケ学ニ就カシムベシ。」であった。さらに、追加第六条は「赤貧子弟ハ教導職ノ者ニ任セテ、変則小学課ヲ学ブコトヲ許スベシ。」であった。赤貧子弟には、正則小学とは別に変則小学課を設置して、宗教による一般国民の教化を目的として設置された神官や僧侶ら教導職に任せよとの建議であった。法を多少曲げてでも小学校教育を受けさせよとの提言だった。正造は「今貧民ニ自由就学ヲ許サレバ、督促ヲ行フベキノ条理ナシ。夫レ督スベキカ(ハ)督スベシ。(中略)父兄赤貧朝暮飢渴ニ苦シミ、子弟ヲ校ニ入ラシムル能ハザルモノアリ。之ヲ救ヘ教レ之ヲ貧民教育ト云フ。今ヤ之ヲ救フノ方法ニ於テハ、世上地ヲ払フモ稀ナルベシ。之ヲ救ハザル不仁ト云フ。之ヲ教ヘザル不道ト云フベキ也。夫レ如レ此貧民子弟ヲ度外視シ、正規ニノミ拘泥シ、救ヘ教フルノ法ハ今日ニ至テ尚設ケズ。而シテ自由就学ヲ免サズ。貧ハ益々愚ナラシム。之ヲ猶束縛ト云ガ如シ。」と述べ、貧民にも就学を督促し、その方法を教え救うことが貧民教育だと主張した。それは、「正規」にのみ拘り「変則」を認めねば、「貧民」は就学できず「益々愚」になるというものであった。立法精神の尊重であった。

貧民子弟を貧と愚からの脱出させるために貧民教育を重視するのが正造の教育観だった。

(2) 栃木県会議員

1879(明治12)年3月栃木県会議員選挙に次点で落選。新たに栃木新聞を発刊し編集長となり、「国会を設立するは目下の急務」という論説を掲載し、本格的な自由民権家として活動を開始した。この論説は、「琉球処分」を機とする日清間の紛糾に対する国権論と国会開設論・民権論を主張したものであった。1880(明治13)年2月補欠選挙で当選し安蘇郡選出の栃木県会議員となる(⑭39)。以降、再選(明治13年11月)、三選(明治17年6月)、四選(明治21年3月)を果たす。その間、数回県会常置委員に就任。

1886(明治19)年4月1日第13回臨時県会において県会議長に当選。明治21年4月1日県会議長再選。明治23年4月1日4年間の在任を以て退任。同年7月1日の第一回総選挙に栃木県第三区より出馬。足利が地盤の木村半兵衛と激戦の末衆議院議員に当選する。

正造の県会議員時代は1880(明治13)年2月から1890(明治23)年7月5日衆議院議員に当選し県会議員を辞職するまで10年余であった。この間4回当選している。正造の栃木県会

議員時代は、国会開設前の時代であり実質的な「代議士」であった。政府は1878（明治11）年7月「郡区町村編制法、府県会規則、地方税規則」からなる三新法を制定し、安定した地方支配と財政強化を図った。それゆえ、県会の権限は小さく、地方税支弁の経費の予算とその徴収方法の審議のみに制限されていた。自由民権運動家として活躍していた正造は、限られた権限を最大限に活用し県民の側に立つ県会活動を推進した。それは、政府の干渉を排除して地方自治を拡大させること、行政費と地方税を削減して県民負担を軽減させること、小学校教育の普及充実を図ること、衛生の向上推進することなどの主張に見られる¹⁶。区会議員時代の主張を県下に拡大したと言ってよい。正造の主張は、住民の自治力を育て、民力を涵養し、下層民衆の生活を守り、貧富格差の拡大を防ぎ、生活向上を目指すところにあった。

教育面に関しての正造の主張の特徴は、小学校教育の普及充実であり、地方税の小学校補助費の減額に一貫して反対した。1884（明治17）年3月に書かれた「小学補助金論」（⑥13）によれば、「今日小学ノ振ハザルハ苟クモ具眼者其人ニシテ之ヲ嘆息セザルハナシ。」「小学ノ有様ヲ見ラレヨ、学生ハ十四歳以下ニシテ其結社人ノ如キ中ニハ一丁字ヲモシラザルモノアリ、朝四暮三ニ苦ムノ父兄モアリ。」「余輩各地ノ実況ヲ見テ大ニ感動スル処アリ、補助費ヲ廃スル得策ニアラザルヲ信ズルナリ。」「下等社会ノ如キハ教育上ノ資金乏シク」「今ニシテ此貧民ヲ救助スルノ道ヲ講ズルコソ目下ノ必用トスル処ナリ。之レ本員ガ幸福ヲ分配シテ公平ヲ得ント欲スル所以ナリ。」とあり、その理由は、小学校を普及・充実させることによって貧窮者に教育の機会を与え人民独立の気象を育てるためであった。一方、小学校教育の普及に腐心していた政府は、正造が県会議員に再選された翌月の1880（明治13）年12月28日太政官布告第59号教育令改正を公布した。それには

第十四条 学齡児童ヲ就学セシムルハ父母後見人等ノ責任タルヘシ

第十五条 父母後見人等ハ其学齡児童ノ小学科三箇年ノ課程ヲ卒ラサル間已ムヲ得サル事故アルニアラサレハ少ナクトモ毎年十六週日以上就学セシメサルヘカラス又小学科三箇年ノ課程ヲ卒リタル後ト雖モ相当ノ理由アルニアラサレハ毎年就学セシメサルヘカラス但就学督責ノ規則ハ府知事県令之ヲ起草シテ文部卿ノ認可ヲ経ヘシ¹⁷

と書かれていた。教育令は父母らに学齡児童の就学を強く求めていた。両者を比較すると小学校教育の普及充実を求める正造の主張は、小学校教育に直接関わるものと関わらないものへの眼差しの軽重を含んでいた。直接関わるものとして、よりよい小学校教師を養成すべく師範学校の充実があった。「良教師ヲ得ザルヲ以テ学校振ハザルコトヲ前々ヨリ陳述セリ。」「教員ノ位置ヨク觀察ヲ下セバ資金ガ乏シキヲ以テナリト」「實際上ニツキ見レバ実ニ小学校課程ヲ終リタル位ノモノ多クシテ師範学科ヲ卒業シタルモノハ少シ、之ヲ以テ本員ハ良教師少ナキ理由ヲ陳ベタリ。」（⑥324～325）と、良い教師を得るために財政が困難であっても師範学校費は減額すべきではないと主張した。

又国民の半分を占める女子教育の重視も主張した。「今日本人民ヲ三千五百万トスルモ其一半ハ女子也、而シテ女教振ハズンバ日本人民ノ一半ハ文盲ノ種族ナリ（第二回通常県会）（⑥248）として、女子就学への予算増額を求めている。

反対に、県立中学校は廃止を主張した。「中学ハ中以上ノ民力ノ子弟ノ養成場なり。〔略〕中学中以上の財力家の子弟のみ入学の場所なり。凡中以上ハ干渉保護の用なし、自然ニ放任シテ

可なり。今中以上ハ自然完全の教育を得ん。夫財力ハ知育ニ縁す。中以上ハ中以上の知育を得ん。知力ハ社会の制裁力を有せり。之れより財産の不平均を来さん。」(① 256) と、中学校廃止論は、中学校が中等以上の財産家の子弟を教育する場として存在しているのに、町村補助費を導入すれば、かえって社会的不平等を拡大させることになると考えたからであった。区会議員時代に引き続いて、県会でも下層民衆に依拠した意見を取り上げ、教育格差をなくすため小学校への補助金の重点的支出を主張した。

(3) 衆議院議員時代

1890 (明治 23) 年 7 月 1 日第一回総選挙が行われた。正造は栃木県第三区 (安蘇・足利・梁田郡) より衆議院議員に当選した。対立候補は足利の豪商木村半兵衛であった。その後第二回 (明治 25 年 2 月 15 日)、第三回 (明治 27 年 3 月 1 日)、第四回 (明治 27 年 9 月 1 日)、第五回 (明治 31 年 3 月 15 日)、第六回 (明治 31 年 8 月 10 日) と、木村相手に連続 6 回当選している。第一回、第二回選挙は激戦であったが、回を重ねるごとに正造の圧倒的な勝利となっていた。第五回は 1076 票対 78 票、第六回は 764 票対 46 票であった。

1901 (明治 34) 年 10 月 23 日衆議院議長片岡健吉宛て「今般都合に依り已を得ず衆議院議員を辞退仕度御願申上候也」との辞職願を提出して 6 期 11 年間の衆議院生活に終止符を打った。

教育に関する衆議院議員在職中の発言は少ない。それは、1891 (明治 24) 年 12 月第二回議会において「足尾銅山鉍毒の儀につき質問書」を提出以来鉍毒問題関連に忙殺されたためである。大日本帝国憲法発布の式典に栃木県会議長として参列した正造は、翌年第一回総選挙に当選した。民権主義議員として、憲法の独特な解釈を通し「憲法の精神」の運用に力を注いだ。結果として憲法を尊重し合法的な活動を推進した。一方、天皇を「有徳の君主」と見ていた正造は、教育の基本理念を示した教育勅語も肯定する見方をしていた。古来天皇は徳を以て国を統治してきたことを述べ、国民の守るべき徳目を掲げた教育勅語は、「徳義」を重視する正造の考え方と齟齬は少なかったのであろう。

初の大規模対外戦争である日清戦争時には、正造は鉍毒反対闘争を休止し、全面的に戦争へ協力している。それは、日清戦争が文明対野蛮の戦争であり、文明国である日本は徳義を順守する国だと理解していたからであった。「徳義遵守」を強固にしたのは教育の力だと高く評価し、勝利の理由を明治 29 年 7 月 3 日の日記に次のように記した。「日本ノ兵の強きハ、新教育小学の力らなり。然れども古来ノ習慣日本魂ナルモノ、国家思想、鎖国思想と勤王との二元因ノ深く志気ヲ熱して隣国ノ支那ニ勝てり。又小の大ニ当るハ決する処ありて存す。之ニ反し支那ハ大を以小ニ当る、侮り心あり。支那ハ愛国心乏しく、国家主義なく、只君主を尊重するを以、其人賢なれば国強きも、一旦君主凡庸たらバ志気振はず。日本ノ如ク天皇ハ神聖として善悪皆之れを敬するとハ天壤の差あり」。(⑨ 602)

しかし、1896 (明治 29) 年 7 月以降のたび重なる渡良瀬川大洪水後は一転して学問に対して批判が登場する。「学士ノ力らハ気車ニ乗りたる人の如し。無学の人ハ歩行の如し。無学の人ハ気車ニ及ばざるなり。然れども此人神となるときハ、学門の力ら塵芥のみ。」(⑨ 607)

学問の力をごみとする表現に注目したい。1897 (明治 30) 年 2 月「公益に有害の鉍業を停止せざる儀につき質問書」の理由に関する演説で正造は、「其外教育費ヲ出シナガラ子供ヲ小学校ニ遣ルコトガ出来ナイト云フ事情ガ出来テ来タノデアル、学校ドコロデハナイ、兄弟父

子離散、実ニ如何ナル言葉ヲ以テ申シタナラバ此慘憺タル有様ヲ訴フルコトガデキルカ」(⑦435)と鉱毒の被害が子供の教育を受ける権利喪失にまで及んでいることを指摘していた。

鉱毒被害が甚大となり、第4回目の「押出し」の組織として1899(明治32)年12月22日正造の主導の下に「鉱毒議会」が組織された。鉱毒議会は、青年層を組織化したもので、「徳義上の責務」を強調した組織であった。3年前から町村自治活性化のため、青年層の活用を考えていた。1896(明治29)年12月4日の日記に次の記述がある。

下羽田ノ例

青年押へベカラズ、放ツベシ。只法則中ニ放ツベシ。

自治ノ青年ヨリ発生スル利益

町村自治ノ事務ヲ敏活ニシ、町村ノ人物ヲ多クシ、町村ノ財産経済ヲ益シ、町村ノ団体ヲ堅固ニシ、町村交際ヲ円滑ニシ、町村ノ智力ヲ益シ、町村ノ学力ヲ益シ、町村ノ時間ヲ多クシ、町村ノ腕力ヲ多クシ、町村ノ信用ヲ多クシ、町村ノ経験ヲ多クシ、凡町村ノ益ナラザルナシ。(⑨631)

また、鉱毒反対闘争の中核として青年層に期待した次のような書簡もある。

郡長ニ説カンヨリハ寧ロ村長ニ説キ、村長ニ説カンヨリハ寧ロ村会議ニ説キ、村会ニ説カンヨリハ寧ロ有志ニ説キ、有志ニ説カンヨリハ今三十二年以下即明治元年以下生レノ青年ニ説クノ得策タルヲ。然ルニ多年間村中ノ老年ニヨリタルハ、馬ノ耳ニ念仏ノミ(骨折損)。(⑩89)

上より下の者に説くことが得策だとし、例として郡長→村長→村会→有志→青年を挙げ、老年は無視している。明治生まれの青年を中心としようとしたのは、近代学校教育を受けた者に期待したからであろう。

4. 教育をしなかったとは

(1) 谷中村への入村

1900(明治33)年2月13日未明第四回被害民大挙請願出京。途中の利根川河畔川俣で官憲に阻止され、いわゆる川俣事件が発生した。多くの幹部が逮捕され、鉱毒反対運動は頓挫させられた。議会で正造は政府に矢継ぎ早の弾劾質問をぶつけ、一方院外でも様々な運動を展開し鉱毒世論を盛り上げた。翌明治34年10月23日衆議院議員を辞職、同12月10日第16回議院開院式より帰途の天皇に直訴を執行した。直訴状は天皇へ渡せなかったが、反響は大きく、とりわけ多くの学生・青年に影響を与えた。都下の学生達は鉱毒地視察を実施し、学生鉱毒救援会を結成・路傍演説をするなど鉱毒反対運動を展開した。正造は、被害地安蘇郡植野村の植野道交会に対して「佐野、足利其他のステーションに被害品を陳列するは宜しからん」「被害地の惨状写真百葉計り撮影致したし」(⑩390)と実物や写真を活用した通俗教育的方法の活用を提示している。しかし、鉱毒被害地では、うち続く鉱毒被害や当局の弾圧のために困窮化

して運動から離脱する被害民も多く、運動は停滞を見せ始める。ジャーナリズムによる鉱毒世論も沈静化し、さらに日露問題が鉱毒反対運動をさらに後景へと押しやった。1904（明治37）年2月10日日露開戦。社会主義者や一部の非戦論者を除いて鉱毒問題は世間から等閑視されるようになった。谷中村では、「満州の野で多くの犠牲者が出るのを新聞や人づてに聞かされているので、みずから志願して出征しようとするものは、見聞のせまい農村には梅雨空の星ほどもなかった」¹⁸が、多くの青年が徴集されて満州へ送られた。正造は同年7月30日谷中村問題に専念するため村内の川鍋岩五郎方に寄留した。村民に「学者や政治家は何の役にも立たない。悪いことをするのが学者か政治家か」¹⁹と演説し、谷中村青年に呼びかけ「谷中村悪弊一洗土地復活青年会」を、女性に対しては「谷中村を潰さぬ決心仲間」を組織して活動を開始した。谷中村に移り住んだのは、渡良瀬川沿岸鉱毒被害地の運動が上下に分裂し、この時期下流の谷中村が鉱毒激甚地の中心となっていたからであった。

(2) 「谷中学」初級生

「谷中学」という学問があるわけではない。谷中村が鉱毒水に侵され買収廃村の危機に直面しているにも拘らず、村民がなぜ悲惨な境遇に甘んじ権力に抵抗しないのか不思議に思い研究した事を正造が「谷中学」と名付けたのである。「谷中学」のきっかけは、「価値ある発見」であった。谷中入村2週間後、1904（明治37）年8月13日付、被害地の同志たちに宛てた書簡に読み取れる。それは「価値ある発見」と題された書簡である。

「谷中村にてすらも鉱毒の害と云ふ事を忘る。百人中九十九人ハ只水害と云ふ。甚だしきハ其心モ亦真の水害にて、少シモ鉱毒を意味せざるまで二間違へ居れり。之を発見してハ又予等の驚愕措く能わざる処なり。（略）又一方市兵衛派の流言及村中の悪漢等が鉱毒を口ちニせず、只水害とのみ唱へるより、終此深き誤解に陥りたるものならん。憐れニモ亦憐れなり。此一事件ハ下野の水害村安蘇ニハ必ず同じ感想ニ至りたるベシ。我々発見の遅きハ今更に自らの無知を悲ミ申候」（⑩ 226）とある。さらに「社会無教育の学校」「高等小学校卒業生も村々ニあれども即ち無教育の実態」と記されている。谷中村の人民は無知と欺きで鉱毒と水害の相違さえない。正造はその事実をやっと知り、驚きと哀れさと自己の無知に悲しみすら覚えるのである。

11月4日の書簡には、「政府の保護金ニ学文するものハ最初より教育の文字、教育の性、教育の真髓を失ツテ居るものなり。依之保護多ければ多いほど無用の害物を成功せしめん。社会の害之依り大なるハなし。日本人ハ文明上の青年なれば、学者を見る事神の如く、無学を見る土芥の如シ。学士博士と云ハゞイカナル悪人も信用高尚ニあり。イカナルヘンクツモ信用広し。其の信用の区域外の人マデモ信用せり。之ニ反し無学と云ハゞ度外ニ言論を軽蔑す。」（⑩ 303）とある。政府の奨学金で学ぶものは本当の教育を知らず、社会に害を与える。日本人は学歴あるものは信用するがないものは軽蔑するという悪弊をしっかりと見抜いていた。

また11月28日の書簡には、「教育ハ正造六十四歳シテ解スルヲ得タリ。二十年前ノ正造教育ヲシラズ。今日ノ正造ハ国家無比ノ教育家タリ。（略）正造ハ無比ノ無学ニシテ無比ノ教育家タリ。」（⑩ 344）と書く。二十年前には教育を知らなかったが、64歳で谷中村に入り、入村して間もないにもかかわらず、今では国家無比の教育家だとは自惚れも甚だしいと思われるが、これが「谷中学」学習を開始した初期の実態であった。

翌年1月31日の書簡には「余等ハ不図未曾有の経験ニより、不図多少の学力ハ勧めたるな

るべし。余等年齒六十四ニシテ此学ニ入る、難有次第二候。社会に社会学ハありとするも、未だかゝる究極の真理を実見するものは稀なるならん。」(⑩ 373) と記した。

1907 (明治 40) 年 6 月 29 日～7 月 5 日栃木県は谷中堤内残留民家屋 16 戸を強制破壊した。正造は破壊現場に立ち非暴力を貫きつつ抗議を継続した。

1911 (明治 44) 年 7 月 19 日の書簡に、「凡物事を教へんとせば倦んで聴かず、今後ハ教んとするよりハ先ヅむしろ教へられんの方針を取られたくバ如何々、正造モ去三十七年已来教んとして失敗せり。三十七年の最初より正造谷中人民のはなしをきかん事二つとめれば早くよかりしに、さわなくして、きく事ハ後ちニして教る事のみ切迫せるまゝ、只管教んゝと計り取詰めたり。せき込めバせき込むほど反動して、正造の申す事ハきく人もなくして空く徒勞となり、三年又四、五カ年目より少々ヅゝはなしをきく方針ニ改めたので、尔来少々ヅゝハ谷中事情モ分りはじめたので、回顧八カ年をへて只此一ツ、聞くと聞かせるとの一ツを發明したのみです。」(⑩ 460) とある。谷中入村後三年から五年とは、1907 (明治 40) 年から 1909 (明治 42) 年頃頃からのことで、少しづつ話を聞くようにした結果、「聞くと聞かせるとの違い」を「發明」したという。この場合の「發明」とは「発見」と同義語であろう。この發明により 2 カ月後の 9 月 18 日の日記に「栃木裁判谷中問題開廷日ニ付出頭す。谷中人民の出席少きハ、来らざるニあらず、来れぬなり、知識生活の人々の誤解する処なり」と記しているが、この事は正造の「谷中学」深化を示している。

おわりに

1841 (天保 12) 年 11 月 3 日に生まれた田中正造は、28 歳で明治維新を迎えている。

人間形成期は近世幕末期であり、明治の近代学校教育は受けていない。正造が学んだ寺子屋教育や私塾教育は儒教に裏打ちされた漢学教育であった。一方、正造の人間性を形成した家風は村を維持する幕末の勤勉な名主家のそれであった。六角家騒動に命を懸けて取り組み、自由民権運動に参加し政治家への道を進んだのも、また、人生を足尾銅山鉍毒反対運動や谷中村廃村反対闘争に費やし得たのも、人の上に立つ名主意識がもたらしたのではなからうか。徳義を行動規範に掲げたことが何よりの証であろう。「憲法の精神」に適う運用を求めたことや、「教育勅語」の肯定もこの範疇に入る。では法律の制定や行政に対してなぜあれほど激越な行動がとれたのであろうか。それは不正を許さない名主としての矜持と「社会の大学」での実践の裏付けがあったからであろう。

一方、正造は「鉍毒被害非常。社会ハ大学、困苦ノ良師得ヨ、自治ノ自治タルヲ得ヨ」(⑩ 327) と、1903 (明治 36) 年の日記に記している。正造にとっての「社会の大学」とは「領主六角家拂奸事件」である。「社会」とは「幕末の社会」であり、「大学」とは「事件そのもの」である。事件が最高の学びの場であったからこそ「社会の大学」と名付けたのであろう。事件勃発時には大学は設立されていなかったが、新聞連載時の 1895 (明治 28) 年には帝国大学は創立されていたことから、「大学」は東京帝国大学を指すのであろうか。一方、「社会ハ大学」を記した時には、京都帝国大学も創設されていた²⁰ から「大学」とは単に「東京帝国大学」を指すのではなく、最高学府を意味したのだからか。いずれにしても足尾銅山鉍毒事件で敵方となる帝国大学卒御用学者の動向を正造は苦々しく思っていたに違いない。「社会は大学」とは、社会全体にも批判の目を向けた文言であると言える。「谷中学」は現在の教育思想にも合致した方法である。人はどうしても高見の位置から教えがちである。他人から、とりわけ自分より

眼下の人から学ぶという発想はし難い。そこにあるのは「教える、言い聞かせる」であり、「学ぶ、教わる、人の言うことを聞く」姿勢ではない。それでは真実は見つけにくいし、価値観が違えば同じ土俵に上ることすら難しい。名主意識を持つということは「仁慈」を根底に持つことであり、長年区会議員・県会議員・衆議院議員を続けた正造が、発想の転換をするのは至難なことだったろう。それが通俗的な下級の学びであればかえって難しかったのではなかろうか。では、谷中学初級生が学びで目指したものは何だったのだろうか。小松裕は、ア。「弱のまゝ」で「弱きを救ふ」こと、イ。俗塵の中でその「むれ」の中に入って「むれ」の人と化して救うこと、ウ。現在を、ありのまままるごと救うこと、とまとめている²¹。

ところで、正造は亡くなる1913(大正2)年9月4日の朝、枕元の木下尚江に向って「鉍毒事件で、多年有志の人達を奔走させましたが、只だ奔走させただけで、教育と云う事をしなかった。教育をしなかったのでは無い。實は教育と云ふ事を知らなかった。此の田中正造と云ふものが、全くの無教育者ですから。一其れを、自分一人抜けて来てしまつて、外の者を皆んな捨てほかして置いたでがすから。今日の場合、なんとも已むをえないです。」²²と語ったという。周囲の同情者の自分への想いと自分の想いに齟齬があると感じていたからの言葉だろうが、「教育ハ正造六十四歳シテ解スルヲ得タリ。二十年前ノ正造教育ヲシラズ。今日ノ正造ハ国家無比ノ教育家タリ。(16)344」と、「谷中入村」で「価値ある発見」した後に述べた言である。臨終に臨んでの此の言葉との隔たりは何と理解したらよいのであろうか。しかも、「二十年前の正造教育ヲシラズ」の時期は栃木県会議員として教育問題に熱心取り組んでいたのである。確かに、政治家であり運動家であったが、「価値ある発見」は真の教育者でないといけない。しかし、「奔走させただけで、教育と云ふことをしなかった」という事は「発見はしたが実行が伴わなかった」との意であろうか。「教育をしなかった」「教育を知らなかった」の悔恨は、「価値ある発見」をしたのが遅かった事、発見はしたがそれを活かすしきれなかった事への反省の言であろう。「教育」は難しい。

注

¹ 板橋文夫「教科書と田中正造・足尾鉍毒事件」『田中正造と足尾鉍毒事件研究11』随想舎 1994年 71～92頁、板橋孝幸「小中高等学校歴史教科書にみる田中正造・足尾鉍毒事件」『田中正造と足尾鉍毒事件研究14』随想舎 2006年 126～141頁

² 島田宗三『田中正造翁余録 下』三一書房 1972年 236頁

³ 坂本忠芳「田中正造における「教育自治」の思想—自由民権運動期を中心に」『自由民権運動と教育』草土文化 1984年

⁴ 『田中正造全集』第1巻 岩波書店 1977～1980年 ①②…等は『田中正造全集』の巻数を表す。

⁵ 板橋文夫「田中正造における青少年期教育—田中正造昔話を中心に—」『田中正造と足尾鉍毒事件研究13』随想舎 2003年

⁶ 石井録郎『小中村史蹟』遠藤印刷所 昭和8年 54頁

⁷ 佐野市史編さん委員会『佐野市史』昭和54年 44頁

⁸ 山住正巳『日本教育小史』岩波新書 1987年 58頁

⁹ 文部省『学制百年史』資料編 昭和47年 8頁

¹⁰ 前掲『学制百年史』資料編 90～98頁

¹¹ 前掲『学制百年史』資料編 98～100頁

¹² 前掲『学制百年史』資料編 128～129頁

¹³ 前掲『学制百年史』資料編 152頁

¹⁴ 田沼町『田沼町史』第五巻資料編4近現代 昭和58年 200～209頁

¹⁵ 前掲『田沼町史』110～113頁に「明治11年(1878)4月、安蘇郡各小学校名・生徒数及び訓導姓名調(抄)があり、「多田学校」では学齢268人中就学67人、「野上学校」では学齢170人中就学70人、「船越学校」では学齢202人中就学60人等、ほとんどの小学校で就学率は50%を下回っている。「未ダ開校無之」

の地域もあったほどである。

- ¹⁶ 坂本忠芳「田中正造における「教育自治」の思想」国民研究所「自由民権運動と教育」研究会編『自由民権運動と教育』草土文化 1984年 栃木県会議員時代の田中正造の「教育自治」の思想が、自由民権期を中心に記述されている。
- ¹⁷ 前掲『学制百年史』31頁
- ¹⁸ 島田宗三『田中正造翁余録』上 三一書房 1972年 48頁
- ¹⁹ 前掲『田中正造翁余録』上 38頁
- ²⁰ 六角家騒動は1857（安政4）年に始まり1868（慶応4年）に終息した。帝国大学令「国家ノ須要ニ応スル學術技芸ヲ教授スル」が公布されたのは明治19年である。読売新聞に「田中正造昔話」が連載されたのは1895（明治28）年9月1日～11月24日である。京都帝国大学が創立されたのは1897（明治30）年であり、それまでは東京帝国大学のみである。
- ²¹ 小松 裕『田中正造の近代』現代企画室 2001年 636～637頁
- ²² 木下尚江『木下尚江全集 第10巻 田中正造翁』教文館 1992年 380頁